

税制改正で白色申告でも帳簿作成義務が!! マイナンバー制度と個人確定申告のいろは☆

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度が開始されると行政事務や国民の利便性はどの
ように向上するのか? マイナンバー制度導入を含め、個人事業者、フリーランスの方の
目線から、個人確定申告の基本と帳簿作成義務について素朴な疑問にお答えします。

勉強会の内容

【第一部 マイナンバー制度】

1. 社会保障と税のマイナンバー番号制度とは?
2. マイナンバー制度でできること①
所得把握の精度向上、不正行為防止について
3. マイナンバー制度でできること②
マイポータルサービスとは?
4. 特定個人情報（マイナンバー）の保護

【第二部 個人確定申告の基本、記帳義務】

1. 個人確定申告の入門基本知識
2. 得する所得控除、税額控除を活用しよう
3. 最低限必要な帳簿とは? 具体的な記帳方法とは?
4. 請求書、契約書の保存方法は? その保存期間は?

参加者特典

【ご希望の方は、後日税務相談、1 時間初回無料】

【勉強会の開催概要】

- 日 時：平成 28 年 2 月 16 日(火)
14:00 ~ 17:00
- 場 所：セシオン杉並
(東高円寺駅：徒歩 5 分)
- 対象者：個人事業者、不動産オーナー
投資家、フリーランスの方
- 受講料：各 2,000 円資料代
- 定 員：20 名(先着順)
- 電卓、筆記用具、お名刺を
ご持参下さい。
- 講 師：税理士對馬昭次事務所
税理士 對馬 昭次

【講師プロフィール】税理士 對馬 昭次 (つしま あきつぐ) 【経歴】昭和 46 年 8 月 27 日 税理士登録

会計・税務の相談・民間保証会社の融資審査員の経験を活かした金融相談、また、普通法人設立・財務
支援はもちろん、創業支援・事業型 NPO 支援、介護事業経営・福祉事業経営支援などの相談を親身に
対応、多くの事業経営者から支持を得ている。

中野区で開業して早 45 年! 経験豊富な身近な会計ドクター對馬にお任せください。

【主 催】

税理士對馬昭次事務所
担当：渡辺

(TEL) 03-3381-4984
〒164-0012 東京都中野区
本町 4-48-17-808

FAX : 03 - 3381 - 4924

(フリガナ)			〒
名称		所在地	
TEL		FAX	
参加者名		メールアドレス	@
参加者名		メールアドレス	@